税理士法人アクシス

axis news

5
2020

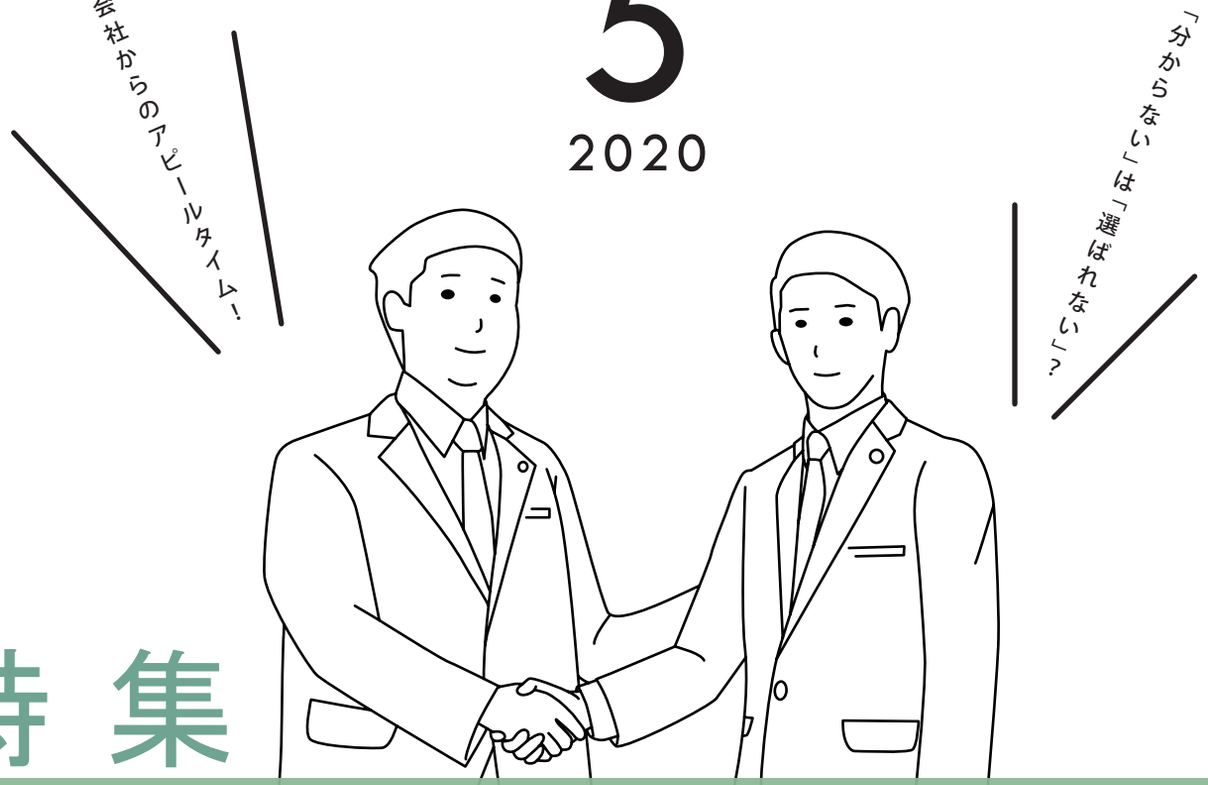

特集

axisgroup 事例図鑑
vol.3

とことん会社をアピール！
採用面接の進め方

知りたいあれこれQ&A
No.5 - 6
「民法改正！配偶者居住権とは？」 他

今月のアクシススタッフ / チェックリストカレンダー

アクシスグループ

コロナを乗り切るキャンペーン（別紙参照）

axisgroup

事例図鑑

働き方改革や福利厚生の充実、社内の
効率化などアクシスグループではさまざ
まな取り組みにチャレンジしています。

効果を出すためのコツ
実行上の課題と対処法 など

”自社で取り組んでいるからこそ言える”
リアルな学びをお届けします！

今月のテーマ
vol.3

とことん会社をアピール！採用面接の進め方！

対象：採用面接を控えている方・採用面接の内容を検討されている方

難易度：★☆☆☆☆　　担当：樫葉 稔 ・ 西條明子

樫葉 稔
マネジャー・人事労務部 部長
社会保険労務士

社会保険労務士法人アクシス 代表。
スイーツ好きが高じ、大学卒業後、愛媛県のお菓子の
会社に就職。店長業務を経て、商品企画を担当。
その後、28歳で社労士の資格を取り、現在17年目。
お客様への労務相談に加え、弊社の採用も担当している。

西條 明子
マネジャー
顧客サービス部 部長

経済学部卒業後、平成17年アクシス入社。
中小企業の経営・税務を専門とし、医療法人も多く担当。
2人の小学生の母として仕事と育児の両立に奮闘中。
昨年より採用面接担当。

採用面接におけるポイント

1 面接の場でも会社からアピールしよう！

2 社内の雰囲気をできるだけ多く伝えよう！

3 安心して入社してもらうために入社前フォローもお忘れなく！

task

「ぜひ、当社に入社してほしい！」と思う面接希望者からの応募があり、面接したにも関わらず、辞退されてしまった･･･そういった経験はありませんか？そんなときは、採用面接の内容を工夫すると良いかもしれません。

アクシスでは、
”面接は会社からのアピールタイムである”
と捉えています！

当社では、応募者が「分からない」と感じているであろう社内の雰囲気や、内部の制度といった事柄を採用面接の場で伝えています。ほしい人材の「分からない」を払拭し、自社の取り組みをアピールすることで、「入社したい」という気持ちを固めてもらうことが狙いです。

point

面接は会社からのアピールタイム！
当社が採用面接の場で実践している2つのポイントをご紹介します。

アクシスが実践している 2 つのポイント

45分間の内、20分間は会社からのアピールタイムです！

採用面接において、当社が最も時間を割いているのが会社からのアピールタイムです。応募者が知りたい情報を質疑応答ではなく、あえてこちらから「会社説明」という形で伝えることで、知りたい情報＋αの情報を伝えることができると考えています。

「分からない」は「選ばれない」！
社内の雰囲気をできるだけ多く伝えよう！

会社説明にはスライドを用いて、業務内容や人事制度、研修制度といった求人票やHPでは十分に知ることができない内容を詳細に伝えています。また、社内や研修の雰囲気が伝わるように写真も多く使用しています。

アクシス実践！45分間の採用面接進行表

9:00　面接開始・挨拶　3分

・面接官の紹介（名刺をお渡し、お越しいただいた旨のお礼を伝える）
・本日の採用面接から適性検査までの流れを説明する。

9:03　応募者からの自己紹介　5分

・最初に応募者から自己紹介をして頂く。

9:08　当社からの自己紹介　15分

・スライドを使って会社説明を行う。

9:28　応募者からの質問　5分

・応募者からの質問に、できる限り具体的かつ丁寧にお答えする。

アピールタイム

ワンポイントアドバイス

会社説明後、こちらから質問をする前に、まず応募者からの質問を受け付けることで、応募者の理解に配慮する姿勢を見せることができます。

9:33　当社からの質問　10分

・志望理由などを中心に質問。

9:43　計算問題　2分

・最後に口頭で問題を出題し、思考力・冷静さ・ねばり強さを確認します。

ワンポイントアドバイス

簡単な計算問題ですが、普通の面接やペーパーテストでは分からない応募者の個性が分かります。内容を知りたい方はこっそりお問合わせください。

9:45　面接終了

適性試験

入社が決まったらそれっきり！？「入社前フォロー」もお忘れなく！

内定承諾書も提出し、入社することが決まったけれど、提出以来会社から全く連絡がない･･･というのは、入社する方にとってはとても不安なものです。当社ではそのような不安を抱えたまま入社日を迎えないように、内定が決まった後も以下のような「入社前フォロー」を実践しています！

メールよりも電話！さりげない声かけで、相手からの質問を引き出そう！

当社からあえて”電話”で連絡をし、「他にご不明な点はございませんか？」と伺うことで、相手が抱いていた疑問点を聞き出し、解決することができます。

同期は大切な戦友に。事前アンケートを共有して、入社前から知っておこう！

当社では新入社員の方々に事前アンケート（趣味や特技等）を取り、アンケート結果を同期入社の方々で共有しています。

入社日の持ち物や日時を詳細に伝えて、万全な準備で入社してもらおう！

入社日当日の集合日時と場所だけでなく、持ち物やスケジュール等を事前に共有することで、相手も万全な準備をして入社することができます。

知りたいあれこれ Q&A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「相続人以外の人に財産を相続させる方法」（櫻井　良江）

「民法改正！配偶者居住権とは？」（小島　晴美）

Q&A
No.5

相続人以外の人に財産を相続させる方法

亡くなった人を被相続人、亡くなった人の財産を承継する人を相続人といいます。相続人が誰になるかは、法律（民法）によって定められており、これを法定相続人といいます。原則として亡くなった方の財産は法定相続人で分割協議を行っていくことになります。しかし、中には相続人以外の人に財産を相続させたい方もいますよね。相続人全員の合意があれば、相続人以外の人に財産を相続させることは可能なのでしょうか・・・？

Q. 相続人全員の合意があれば、相続人以外の人に財産を相続させることはできる？

A. 答えは「できない」です。
相続発生後では、法定相続人以外の人は法的には相続する権利がないため、財産を遺す側の人が生前に対策をしておくことが必要となります。

Q. 相続人以外の人に財産を遺したい場合はどうすればいいの？

A. 代表的な方法として「遺言書」による方法があります。遺言を作成しておけば相続人以外の人に財産を贈与する「遺贈」という形で、相続させることが可能になります。遺言の作成において、最低限の割合の財産を保証してもらえる「遺留分」については考慮が必要となります。

Q. 遺言書作成以外にも方法はあるの？

A. 遺言と似ていますが、「死因贈与」という方法もあります。死亡によって効力を生ずる贈与契約です。遺言者による一方的な行為である 「遺贈」とは異なり、財産をあげる側ともらう側双方の合意により成立します。必ずしも書面の作成は必要ないですが、効力が生じるときには贈与者が死亡していることを考えると、法的な不備や法定相続人との間でトラブルを避けるためにも、書面の作成や形式要件を整えておくことが重要です。

その他にも「信託」という方法があります。信託契約をする際に、信託終了後の信託財産の帰属先を決めておくことがきるので、死後の財産の継承者を指定することができます。そして平成30年度の民法改正により新たに「特別寄与料の請求権」という権利も創設されました。令和元年7月1日より施行されています。

Q. 特別寄与料の請求権とは？

A. 被相続人の相続人でない親族…例えば被相続人の子の配偶者は舅姑への無償の療養介護や家族経営店の手伝いや農業など労務の提供を行っても、これまで遺産相続の中で権利が認められなかったのですが、今回の創設でその働きに対する対価として自ら請求できるようになりました。

遺言書や死因贈与、信託や特別寄与料の請求権など各方法によって必要となる税金や諸費用などが異なります。また相続に関する事情は、個人や家庭により様々です。家族にも言いにくいことがあるかもしれません。そのような時はぜひ税理士法人アクシスにご相談ください。

＼私が紹介しました！／

櫻井　良江
資産税部　スタッフ
前職銀行員時代にFP資格取得を機に「中立的な立場」でお客さまに寄り添い最適なご提案ができる仕事へとの思いから、簿記を学び税理士法人アクシスに中途入社。現在は相続・贈与・譲渡など資産税業務に携わっている。

お問合わせはこちらまで
税理士法人アクシス
088-631-8119

Q&A
No.6

民法改正！配偶者居住権とは？

4月1日から配偶居住権が施行されました。一昨年に民法の相続法が改正され、昨年から順次施行されていますが、今回の改正は現代の高齢化社会や変化してきた家族の在り方に対応した法改正となっています。

Q. 配偶者居住権はどのような権利？

A. 配偶者居住権というのは今までになかった新しい権利です。例えばご夫婦と子供一人の家族で、ご主人が亡くなったとします。ご主人の財産が自宅の土地建物2000万円と預金が2000万円の合計4000万円だった場合、相続人は2人ですので財産を法定相続分で分けると半分の2000万円ずつです。

改正前の相続法であれば相続争いなどにつながってしまうと究極、土地建物もしくは預金のどちらかしか相続できない場合もありました。そこで、残された配偶者を保護するために、一緒に住んでいた自宅については奥様以外の相続人が相続したとしても、奥様はそこに一生無償で住み続けることができる「配偶者居住権」というものが新しく創設されたのです。具体的には自宅を「住む権利」と「所有する権利」に分けることができるので、例えば住む権利、つまり配偶者居住権が1000万円だとすると、あと1000万円は預金を相続することができるようになります。

Q. 配偶者居住権を取得したい場合はどうしたらいいの？

A. 財産の分け方を決めるときに作成する遺産分割協議書に「配偶者が配偶者居住権を取得する」と記載をして、登記をするようになります。

Q. 遺産分割で揉めて、協議がまとまらなければどうなるの？

A. その場合は、家庭裁判所の審判によって配偶者居住権を取得することもできます。しかし裁判所の審判なると時間もかかりますので、遺産分割協議がまとまらない可能性がある場合は、生前に遺言書を作成しておくことをおすすめします。

今後の相続は、配偶者居住権のことも考慮して対策等をしなければなりません。相続税についても、この配偶者居住権をうまく利用することで、節税効果も期待できます。相続が発生した後でも、事前の対策でもお客様に応じた相続を一緒に考えさせていただきますので、お悩みの方は、税理士法人アクシスまでお問合わせください。

＼私が紹介しました！／

小島 晴美
シニアアソシエイト・高松支店 店長
税理士
お得な海外旅行に行けることを楽しみに勤めていた旅行会社を退職した後、一念発起して税理士試験を受験。最後の合格科目の相続税法を勉強している時に相続の奥深さを知り、相続専門の税理士になることを決意。現在は、生前の対策から申告、名義変更等の手続までを担当している。

お問合わせはこちらまで
税理士法人アクシス
088-631-8119

チェックリストカレンダー

1月	2月	3月	4月
☐ 20 日〆/【納期特例】源泉所得税の納付 ☐ 31 日〆 / 市町村へ給与支払報告書の提出 ☐ 31 日〆 / 税務署へ法定調書の提出 ☐ 31 日〆 / 償却資産税の申告	☐ 17 日～ / 確定申告開始	☐ 給与時 / 社会保険料率の確認（当月控除）	☐ 給与時 / 社会保険料率の確認（翌月控除） ☐ 給与時 / 雇用保険料率の確認 ☐ 4 月 or 5 月 / 固定資産税通知書の到着 ☐ 1 年に 1 度 /36 協定提出
5月	**6月**	**7月**	**8月**
☐ 中旬頃 / 住民税特別徴収関係書類の到着 ☐ 31 日〆 / 自動車税の納付	☐ 7/10〆 / 労働保険の書類到着と年度更新 ☐ 給与時 / 個人住民税の特別徴収開始	☐ 10 日〆 /【納期特例】源泉所得税の納付 ☐ 10 日〆 / 社会保険の算定基礎届の提出 ☐ 支給後 5 日以内 / 賞与支払届提出 （賞与を支給した場合）	
9月	**10月**	**11月**	**12月**
☐ 給与時 / 算定基礎届による社会保険料の変更（当月控除）	☐ 給与時 / 算定基礎届による社会保険料の変更（翌月控除） ☐ 給与時 / 最低賃金の変更	☐ 月内 / 年末調整の準備 ☐ 月内 / 扶養控除（異動）申告書の回収	☐ 12 月 or 1 月 / 年末調整と源泉徴収票の交付 ☐ 支給後 5 日以内 / 賞与支払届 （賞与を支給した場合）

お問い合わせ先

WEB 上でのお申込みも受け付けております。
ご希望の方は、こちらの QR コードより、
お問い合わせください。

税理士法人アクシス
MAIL：axis_info@m-staff.com
TEL：088-631-8119　FAX：088-632-6543
HP：https://m-staff.com/
税理士法人アクシス

貴社名		御担当者名	
電話番号		携帯番号	
メール アドレス			

・・・・・・ご希望の項目に丸をつけ、FAX にて送信してください・・・・・・

※複数選択可

☐顧問契約について　☐相続　☐新規法人設立　☐資金繰りサポート　☐補助金・助成金について
☐資産運用について　☐M&A　☐記帳代行　☐給与計算代行　☐社会保険手続きについて
☐労務相談　☐その他

アクシスグループ

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
川人広平公認会計士事務所
株式会社徳島経理代行センター
株式会社高松経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

［ 本社 ］	［ 吉野川支店 ］	［ 高松支店 ］
〒770-0051 徳島県徳島市北島田町1丁目3-3 TEL:088-631-8119 FAX:088-632-6543	〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来宇宮北485番地1 TEL:0883-26-0182 FAX:0883-26-0187	〒760-0079 香川県高松市松縄町1050-27 TEL:087-814-5875 FAX:087-814-5876

axis news 5月号 デザイン・制作編集

佐藤 美優
企画室　スタッフ
美術大学を卒業後、地域プロモーション事業を行う会社に就職し、記事の編集やデザインを担当。その後、母校の大学に3年間勤める。2019年の春に当社に入社し、企画やデザイン制作を担当している。

axis

税理士法人アクシス